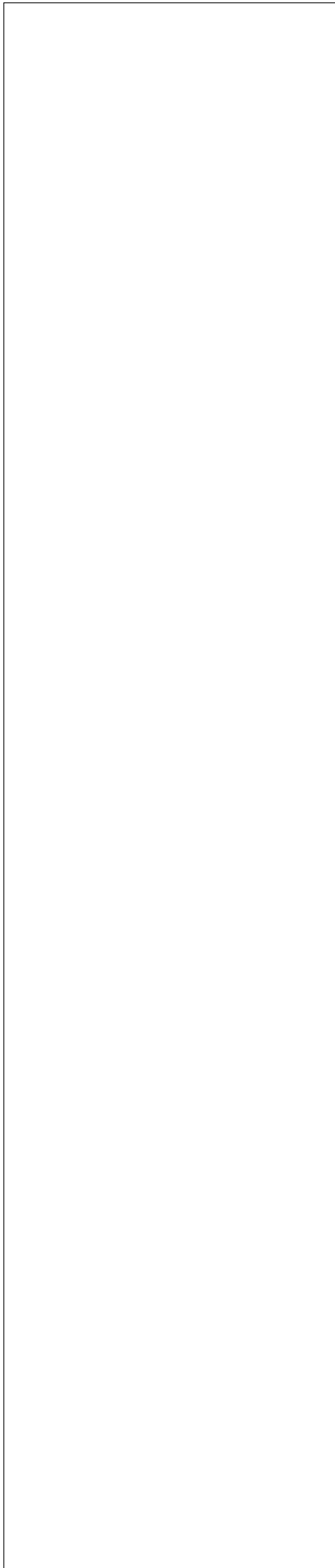


広告



障がい者交通費助成制度の更新(変更)手続き

福祉タクシー利用券、福祉自動車燃料助成券、福祉乗車証の有効期限は3/31(日)です。お住まいの区の区役所保健福祉課で新年度分(4/1(月)以降分)の更新手続きを行ってください。

前年度から引き続きウィズユーカードの交付を受ける方は、使用済みになってからお越しください。

申請手続きの受付開始日と申請に必要な持ち物は下表の通りです。

○重度(身体1・2級、知的A、精神1・2級、戦傷病者特別～第3項症)

助成内容(1つを選択)	受付開始日	持ち物
福祉タクシー利用券	2/15(金)から	各種手帳・印鑑
福祉自動車燃料助成券	2/15(金)から	各種手帳・印鑑・車検証(写し可。原則、本人または親族名義)
福祉乗車証(更新)	3/1(金)から	各種手帳・印鑑・現在お使いの福祉乗車証
福祉乗車証(他券からの変更)	4/1(月)から	各種手帳・印鑑

○中度(身体3・4級、知的B、精神3級、いつくしみ重度、戦傷病者第4～第6項症・第1款症、被爆者健康手帳所持者のうち手当受給者)

助成内容(1つを選択)	受付開始日	持ち物
福祉タクシー利用券	2/22(金)から	各種手帳・印鑑
福祉自動車燃料助成券	2/22(金)から	各種手帳・印鑑・車検証(写し可。原則、本人または親族名義)
ウィズユーカード	4/1(月)から	各種手帳・印鑑・使用済みのカード

※代理人が申請する場合は、代理人の方の印鑑と名前を確認できるものが必要

※以前、福祉乗車証またはウィズユーカードの交付を受けた方で助成内容を変更する場合は、それぞれすでに交付を受けたものが必要

※福祉タクシー券と福祉自動車燃料助成券は6月以降に申請すると枚数が減少します
※紛失などにより手帳の再交付申請中で手元にない場合や、有効期限が切れている場合は、新しい手帳の交付を受けた後に手続きをしてください

問 区役所(1階)の保健福祉課

度末までの児童)を養育している母(父)、または父母と生計を同じくしていない児童を養育している養育者に支給されます。

ただし、所得が制限額を超える方は支給が停止されます。

問 区役所(1階)の保健福祉課

特別児童扶養手当の手続きを

重度または中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方に支給します。ただし、児童福祉施設に入所している場合は支給されません。

また、所得が限度額を超える方は支給が停止されます。

受給要件に該当しなくなった場合は届け出が必要です。届け出が遅れた場合、手当を返していたことがありません。

問 区役所(1階)の保健福祉課

特別障害者手当・

障害児福祉手当の手続きを

所得が限度額を超える方は

支給が停止されます。

△特別障害者手当▽

著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。施設などに入所している場合や、病院に3カ月以上入院している場合は支給されません。

△障害児福祉手当▽

重度の障がいのために日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給します。施設などに入所している場合や障害年金などの給付を受けることができる場合は支給されません。

問 区役所(1階)の保健福祉課

障がい者福祉施設などで製作した製品の販売

6 問 3月9日(土)、10日(日)10時～18時。イオン苗穂店(東区東苗穂2の3)。

問 障がい福祉課(21)293